

人材開発支援助成金(事業展開等リスティング支援コース)改正

令和8年8月3日からの変更点について

1 「対象とならない訓練」が変更になります

本コースのDX化・GX化に関する訓練について、以下の実施目的の訓練は**助成対象外**となります。

- 職業、または職務に間接的に必要となる知識・技能を習得させる内容のもの
- 職業、または職務の種類を問わず、職業人として共通して必要なるもの

注意するポイントと具体例

特定の職業、または職務に必要な知識・技能を習得するためのものか

- 助成対象** 生成AIを活用して商品提案書の構成案作成、文章生成、修正方法を学ぶ営業担当者向けの訓練
 - ・営業担当者の具体的な業務に直結しており、そのまま活用可能な内容であるため助成対象
- 助成対象外** 生成AIを利用するために汎用的なプロンプトの作り方を学ぶ訓練
 - ・特定の業務への具体的適用を伴わない汎用的内容であるため助成対象外

マナー、リテラシー、概念理解にとどまっていないか

- 助成対象外** DXの概念、デジタル技術の概要、データ活用の考え方を学ぶ訓練
- 助成対象外** 脱炭素の基本理念や国際情勢、GX化を進める上で企業に求められる対応を学ぶ訓練
 - ・DX化・GX化を進める上での共通知識の習得にとどまり、具体的作業として業務に直接適用される内容ではないため助成対象外

訓練内容に沿って対象労働者を選定しているか

- 自社のエネルギー使用量データの収集方法、CO₂排出量算定ルールに基づく計算手順を学ぶ訓練
 - 助成対象** CO₂排出量算定業務を担当する者を対象とする場合は、業務プロセスに直接組み込まれる実務能力を習得できるため助成対象
- 助成対象外** 人事や営業に従事する者を対象とする場合は助成対象外

2 「受講回数の上限」が変更になります

本コースで助成が受けられる訓練の受講回数は、同一の労働者に対して一の年度^(※1)で3回までですが、このうち**eラーニングによる訓練^(※2)**の場合は、**同一の労働者に対して一の年度で1回までとなります^(※3)**。

※1 支給申請日を基準とし、4月1日から翌年3月31日までを指します。 ※2 複数の実施方法を組み合わせて訓練を実施する場合も含みます。
 ※3 令和8年8月3日以降に提出された計画届に基づく訓練の受講のみ算入します。

例) 令和8年度に事業所が計画①～⑤を提出するとき

計画	計画届提出	訓練内容	支給申請	コース全体で	回数	支給
計画①	●	eラーニング訓練	●	コース全体で うちeラーニング	1回目 0回目	支給
計画②	●	eラーニング訓練	●	コース全体で うちeラーニング	2回目 1回目	支給
計画③	●	eラーニング訓練	●	コース全体で うちeラーニング	3回目* 2回目	不支給
計画④	●	eラーニング訓練 以外	●	コース全体で	3回目*	支給
計画⑤	●	eラーニング訓練 以外	●	コース全体で	4回目	不支給

R8.4.1 R8.8.3 改正 R9.3.31

*計画③は不支給となるため、助成が受けられる訓練の受講回数に算入せず、計画④をコース全体で3回目の支給対象として数えます。

注: 今回の変更には経過措置がございます。詳しくは支給要領・パンフレットをご確認ください。

人材開発支援助成金

検索

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunit/suite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyuf/ukin/d01-1.html



人材開発支援助成金(コース共通)改正

令和8年4月8日からの変更点について

事業展開等リスキリング支援コース

eラーニングと通信制による訓練の1人1訓練当たりの経費助成の上限額が見直されます

見直し前		見直し後	
中小企業	大企業	中小企業	大企業
30万円	20万円	15万円	10万円

- ・ 訓練の時間数にかかわらず、見直し後の上限額が一律で適用されます。
- ・ 通学制訓練・同時双方向型の通信訓練を、eラーニングの訓練・通信制の訓練と組み合わせた場合も見直し後の上限額が一律で適用されます。

人への投資促進コース

事業展開等リスキリング支援コース

定額制サービスによる訓練について、支給対象訓練、支給対象労働者の要件が変更になります

改正前

【支給対象労働者】修了した訓練の標準学習時間が、支給申請時において1時間以上である者が対象
【支給対象訓練】各支給対象労働者が修了した訓練の標準学習時間の合計が、支給申請時において10時間以上であること

改正後

【支給対象労働者】修了した訓練の標準学習時間が、支給申請時において10時間以上である者が対象
※ 修了した教育訓練の標準学習時間が10時間未満の者は支給対象労働者に含めることができません。
【支給対象訓練】**廃止**

【この変更により、申請書類の取扱いを見直しました】

- 定額制サービスによる訓練実施結果報告書(様式第8-5号)について、対象労働者の数が10人以上の場合は任意の10人分、10人未満の場合は全員分の提出が必要です。また、任意の10人分以外の者についても、労働局から書類提出を求める場合がありますので、事業所において整備、保管しておく必要があります。
- 「教育訓練機関が発行する、受講時間が10時間以上である者の一覧表」の提出を求めることとし、これまで提出を求めていた対象労働者の修了証、LMS情報の写しは提出を不要とすることにしました。ただし、これらの資料について、労働局から提出を求める場合がありますので、事業所において整備、保管しておく必要があります。

人材開発支援助成金

検索

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html

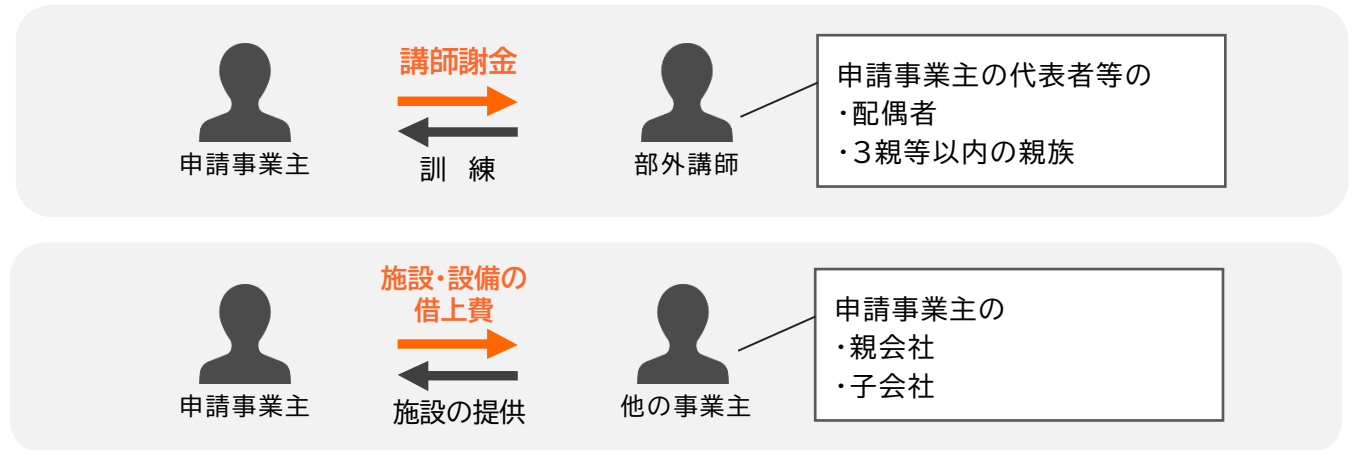


全コース

申請事業主と密接な関係にある者との間の訓練実施に係る経費については、経費助成の支給対象になりません

・下図の「講師謝金」「施設・設備の借上費」「受講料」等が、経費助成の支給対象外の経費にあたります

■ 事業内訓練例



■ 事業外訓練例



上の例のほかにも、経費助成の支給対象にならない経費があります。詳細はパンフレット等をご確認ください。

教育訓練休暇制度

教育訓練休暇等付与コース

支給申請ができるタイミングを見直し、支給申請の迅速化を図ります

- ・この改正は令和8年4月8日より前に計画届を提出している事業主も対象になります
- ・「制度導入・適用計画期間」の初日から1年ごとに被保険者1人以上に休暇を付与する要件は廃止しました

改正前

制度導入・適用計画期間終了日(制度導入日から3年)の翌日から起算して2か月以内

改正後

制度導入・適用計画期間中に支給要件を満たした場合には、制度導入日から3年を経る前であっても支給申請を行うことができる

※ ただし、教育訓練休暇制度の定着および活用を図る観点から、制度導入日から3年を経る前の支給申請については、制度導入日から起算して6か月を経過した日の翌日から行うことができます。

【令和8年4月8日改正以降の申請例】

制度導入・適用計画期間: 令和8年5月1日～令和11年4月30日

→令和8年8月1日に支給要件を満たした場合

支給申請期間は令和8年11月2日～令和11年6月30日

申請手続き等に関する問い合わせ先

各都道府県労働局の助成金申請窓口

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/toiawase_2.html

